

(参考) 療養費支給申請書検索システムにかかるデータベース作成業務仕様書

1 目的

兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、後期高齢者医療の療養費に係る給付適正化業務の効果的・効率的な運営に資するため、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ等に係る療養費支給申請書（以下「申請書」という。）について、申請書検索システム（以下「検索システム」という。）に適合する申請書のデータベース化を行う。

2 業務概要

申請書を画像化し、テキストデータと紐づけてデータベース化する。

3 契約期間

平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

広域連合が預け渡す申請書を検索システムで使用できるよう、下記により画像化及びデータベース化して、広域連合が指定する方法で納品すること。

(1) 作業手順

①毎月 5 日までに 1 か月分（前々月審査分）の申請書を受け取る。

②スキャナを用いて申請書の画像データを作成するとともに、以下の項目についてパンチデータを作成し、画像データに紐づける。

（パンチデータ項目：被保険者番号、診療年月、費用金額、往療料の有無、往療日数、施術部位数、傷病名）

なお、スキャナによる読み取り作業に際しては、全ての申請書を対象として、スキャナによる読み取り前に申請書左上にホッチキス針を外す必要がある。読み取り作業後にホッチキス針を留め直す必要はないが、広域連合が受け渡した申請書の並びで返却すること。

申請書に添付している続紙（同意書及び往療料の算定に係る添付文書等）がある場合は、当該続紙についても読み取りを行うものとし、A4 以外の用紙が添付されている場合は、A4 に収まる大きさで読み取りを行うものとする。（続紙については、申請書と同程度の数量があるものと見込まれる。）

③広域連合から CSV 形式のテキストデータ（別紙）を受け取る。（媒体は広域連合指定のもの）

④上記の②及び③のデータを突合する。返戻等によりテキストデータはあるが申請書がないも

のがあれば、該当データの一覧表を作成して広域連合に報告する。

⑤申請書を参照して上記④のデータの確認・修正を行うことにより、申請書1件ごとに画像データとテキストデータが紐づけられたデータベースを構築する。

(2)データ等の納品

受託者は上記の(1)⑤で作成したデータベースを成果物とし、申請書を受け取った当月の最終営業日の17時30分までに次の①及び②を広域連合に納品する。

①データ（検索システムに取り込み可能な状態のもの）

- ・媒体 DVD-R
- ・ファイルに対する暗号化 あり（アタッシュケースによるもの）
- ・画像データ 200dpi相当以上の解像度で作成された画像ファイル（マルチTIFF形式）
- ・テキストデータ

（形式）CSVファイル（文字コードはシフトJISとする。）

（内容）

列番号	データ項目	属性	備考
1	電算管理番号	英数	
2	画像ファイル名	英数	
3	画像ファイル件数	英数	続紙等枚数
4	性別コード	英数	1:男、2:女
5	和暦生年月日	英数	
6	保険者番号	英数	
7	被保険者番号	英数	
8	被保険者氏名	文字列	
9	医療機関番号	英数	
10	医療機関名	文字列	
11	診療年月	英数	
12	請求年月	英数	
13	レセプト種類コード	英数	8:はり・きゅう、9:あんまマッサージ
14	費用金額	英数	
15	給付割合	英数	
16	施術日数	英数	

17	往療料の有無	英数	申請書「施術内容欄」の「往療料 2 kmまで」または「往療料」欄 空欄または「0円」:0、「1円」以上:1
18	往療日数	英数	申請書「施術内容欄」の「往療料 2 kmまで」または「往療料」欄「回数」
19	施術部位数	英数	【柔整】 申請書の負傷名の数 【はり・きゅう】 不要 【あんま・マッサージ】 申請書「施術内容欄」の「マッサージ」欄 「局所」
20	傷病名	英数	【柔整】【あんま・マッサージ】 不要 【はり・きゅう】 申請書「施術内容欄」の「傷病名」 1:神経痛 2:リウマチ 3:頸腕症候群 4:五十肩 5:腰痛症 6:腰椎捻挫後遺症 7:その他とする。

②処理結果報告書

以下の項目等を記載する。

- ・広域連合より預かった申請書の枚数
- ・広域連合より受け取ったテキストデータの件数
- ・テキストデータはあったが申請書がなかったものの件数
- ・受託者が作成したデータベースの件数 他

(3) 予定データ件数

約 62,000 件

(内訳)

- ・平成 30 年 2 月納品分 (平成 29 年 12 月審査分) 約 52,000 件 (柔整; 約 42,000 件、はり・きゅう: 約 6,500 件、あんま・マッサージ: 約 3,500 件)
- ・平成 30 年 3 月納品分 (平成 30 年 1 月審査分) 約 10,000 件 (はり・きゅう: 約 6,500 件、あんま・マッサージ: 約 3,500 件)

(4) 作業場所及び申請書の搬送

- ・受託者は、当業務を実施する作業場所は受託者の負担で用意すること。
- ・上記作業場所においては、申請書及び電子媒体等の保管に当たって細心の注意を払い、保管場所の施錠等、適切に管理すること。
- ・申請書を広域連合から受託者の作業場所へ搬送する必要がある場合は、申請書の搬送には施錠可能な金属製ケースを用いること、当該ケースは受託者が用意すること。
 なお、申請書の授受については、受託者の正規職員が直接広域連合に出向いて行うものとし、それ以外の方法による場合は、事前に広域連合の承認を得て行うこととする。
- ・申請書の搬送中に何らかの事故が発生した場合には、直ちに広域連合へ報告し、その指示を仰ぐこと。
- ・申請書の搬送に要する費用は、受託者の負担とする。

5 支払条件

本業務の委託料は、前記4(2)の①により納品されたデータの件数に応じて、1件あたりの単価に基づいて支払われるものとする。

6 個人情報の保護

- (1) 受託者は、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年3月29日条例第19号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。
- (2) 受託者は、個人情報保護対策の体制整備を客観的に評価するものとして、一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定によるプライバシーマーク（Pマーク）等の公的機関における認証を取得していること。
- (3) 受託者は個人情報保護に細心の注意を払うこととし、情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに漏洩等を防止する措置を講じるとともに、広域連合に書面で状況を報告し指示を受けること。

7 その他

- (1) データベース化に伴って、特段の処理過程がある場合は広域連合の求めに応じてその処理過程を明らかにしたマニュアルを作成し、納品すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じた場合は、広域連合及び受託者の両者がその都度協議し定めるものとする。

(別紙)兵庫県後期高齢者医療広域連合から提供するデータ1

データ1

< 別紙 >

項目名	項目記号名	データ型	桁数
請求年月	SEIKY_YM	CHAR	6
履歴番号	RRK_NO	CHAR	2
被保険者番号	HHS_BNG	CHAR	8
レセプト種類コード	RSPT_SHRI_CD	CHAR	1
給付区分コード	KF_KBN_CD	CHAR	2
診療年月	SNRY_YM	CHAR	6
都道府県コード	TDFKN_CD	CHAR	2
医療機関市区町村コード	IRYKKN_SKTSN_CD	CHAR	2
医療機関コード	IRYKKN_CD	CHAR	5
診療科目コード	SNRY_KMK_CD	CHAR	2
保険種別コード	HKN_SHBT_CD	CHAR	1
保険者番号	HKNS_NO	CHAR	8
性別コード	SEX_CD	CHAR	1
生年月日和暦	BRTH_YMD_WRK	CHAR	7
診療開始年月日1	SNRY_KIS_YMD1	CHAR	8
診療開始年月日2	SNRY_KIS_YMD2	CHAR	8
診療開始年月日3	SNRY_KIS_YMD3	CHAR	8
転帰1	TNKI1	CHAR	1
転帰2	TNKI2	CHAR	1
診療実日数	SNRY_JNSS	NUMBER	2
給付割合	KF_WRI	CHAR	3
請求点数	SEIKY_TNSU	NUMBER	7
決定点数	KTTI_TNSU	NUMBER	7
一部負担額	IFGK	NUMBER	13
減免区分コード	GMN_KBN_CD	CHAR	1
減額割合	GNGK_WRI	CHAR	3
減額金額	GNGK_KGK	NUMBER	13
所得者区分コード	STKS_KBN_CD	CHAR	1
療養費番号	RYH_BNG	CHAR	7
費用金額	HIY_KGK	NUMBER	13
保険者負担額	HKNS_FTN_GK	NUMBER	13
一部負担相当額	IF_SOTGK	NUMBER	13
自己負担額	JKO_FTN_GK	NUMBER	13
高額療養費現物給付金額	KGRH_GK_KGK	NUMBER	13
状態区分コード	JOTAI_KBN_CD	CHAR	2
電算管理番号	DNSN_KNR_BNG	CHAR	30
第三者区分コード	D3SH_KBN_CD	CHAR	1
処理年月日	SYR_YMD	CHAR	8

データ2

< 別紙 >

項目名	項目記号名	データ型	桁数
都道府県コード	TDFKN_CD	CHAR	2
点数表コード	TNSU_HYO_CD	CHAR	1
医療機関市区町村コード	IRYKKN_SKTSN_CD	CHAR	2
医療機関コード	IRYKKN_CD	CHAR	5
履歴番号	RRK_NO	CHAR	2
最終履歴番号	SSH_RRK_NO	CHAR	2
医療機関電話番号	IRYKKN_TELNO	CHAR	16
医療機関名(カナ)	IRYOKKN_NM_KN	NCHAR	100
医療機関名(漢字)	IRYKKN_NM_KJ	NCHAR	30
医療機関郵便番号	IRYKKN_ZIPCD	CHAR	7
医療機関住所(漢字)	IRYKKN_AD_KJ	NCHAR	100
代表者名(漢字)	DIHS_NMKJ	NCHAR	30
開設年月日	KIST_YMD	CHAR	8
閉設年月日	HIST_YMD	CHAR	8
休止開始年月日	KS_STRT_YMD	CHAR	8
休止終了年月日	KS_END_YMD	CHAR	8
前都道府県コード	ZN_TDFKN_CD	CHAR	2
前点数表コード	ZN_TNSU_HYO_CD	CHAR	1
前市区町村コード	ZN_SKTSN_CD	CHAR	2
前医療機関コード	ZN_IRYKKN_CD	CHAR	5
後都道府県コード	AT_TDFKN_CD	CHAR	2
後点数表コード	AT_TNSU_HYO_CD	CHAR	1
後市区町村コード	AT_SKTSN_CD	CHAR	2
後医療機関コード	AT_IRYKKN_CD	CHAR	5
金融機関区分コード	KNYK_KBN_CD	CHAR	1
金融機関コード	KNYK_CD	CHAR	4
金融機関店舗コード	KNYK_TNP_CD	CHAR	3
預金種別コード	YKNSBT_CD	CHAR	1
口座番号	KZ_NO	CHAR	13
口座名義人氏名(カナ)	KZ_MGN_SIMKN	NCHAR	200
支払先都道府県コード	SHRSK_TDFKN_CD	CHAR	2
支払先点数表コード	SHRSK_TNSU_HYO_CD	CHAR	1
支払先市区町村コード	SHRSK_SKTSN_CD	CHAR	2
支払先医療機関コード	SHRSK_IRYKKN_CD	CHAR	5
旧総合病院区分コード	KYU_SGBYIN_KBN_CD	CHAR	1
病床数	BYUSYU_SU	NUMBER	4
予備10-1フィールド	YB10_1_FLD	CHAR	10
予備10-2フィールド	YB10_2_FLD	CHAR	10
予備100フィールド	YB100_FLD	CHAR	100
登録年月日	TD10_INS_YMD	CHAR	8
登録時刻	TD10_INS_HMS	CHAR	6
登録者ID	TD10_INS_UID	CHAR	10
登録プログラムID	TD10_INS_PRC	CHAR	10
更新年月日	TD10_UPD_YMD	CHAR	8
更新時刻	TD10_UPD_HMS	CHAR	6
更新者ID	TD10_UPD_UID	CHAR	10
更新プログラムID	TD10_UPD_PRC	CHAR	10
排他キー	TD10_EX_KEY	NUMBER	9

データ3

< 別紙 >

項目名	項目記号名	データ型	桁数
被保険者番号	HHS_BNG	CHAR	8
被保険者履歴通番	HHS_RRK_TUBN	NUMBER	5
被保険者世代通番	HHS_SDL_TUBN	NUMBER	5
地方公共団体コード	THKDT_CD	CHAR	6
個人区分コード	KJN_KBN_CD	CHAR	1
宛名番号	KJN_BNG	CHAR	16
管理元市町村番号	KNTMT_SKTSN_BNG	CHAR	3
被保険者後期高齢異動事由コード	HHS_KKKRSY_IDO_JYU_CD	CHAR	3
被保険者異動年月日	HHS_IDO_YMD	CHAR	8
被保険者資格異動届出者氏名(漢字)	HHS_SKIDTDS_SHMKJ	NCHAR	40
被保険者資格異動届出者関係コード	HHS_SKIDTDS_SK_CD	CHAR	3
被保険者資格異動届出者電話番号1	HHS_SKIDTDS_TEL1NO	CHAR	16
被保険者資格異動届出者電話番号2	HHS_SKIDTDS_TEL2NO	CHAR	16
被保険者資格異動届出年月日	HHS_SIK_IDT_YMD	CHAR	8
被保険者資格取得事由コード	HHS_SKST_JYU_CD	CHAR	3
被保険者資格取得年月日	HHS_SKST_YMD	CHAR	8
被保険者資格取得届出者氏名(漢字)	HHS_SKST_TDS_SHMKJ	NCHAR	40
被保険者資格取得届出者関係コード	HHS_SKSTTDS_SK_CD	CHAR	3
被保険者資格取得届出者電話番号1	HHS_SKST_TDS_TEL1NO	CHAR	16
被保険者資格取得届出者電話番号2	HHS_SKST_TDS_TEL2NO	CHAR	16
被保険者資格取得届出年月日	HHS_SKST_TDKD_YMD	CHAR	8
被保険者資格喪失事由コード	HHS_SKSS_JYU_CD	CHAR	3
被保険者資格喪失年月日	HHS_SKSS_YMD	CHAR	8
被保険者資格喪失届出者氏名(漢字)	HHS_SKSS_TDS_SHMKJ	NCHAR	40
被保険者資格喪失届出者関係コード	HHS_SKSSTDS_SK_CD	CHAR	3
被保険者資格喪失届出者電話番号1	HHS_SKSS_TDS_TEL1NO	CHAR	16
被保険者資格喪失届出者電話番号2	HHS_SKSS_TDS_TEL2NO	CHAR	16
被保険者資格喪失届出年月日	HHS_SKSS_TDKD_YMD	CHAR	8
被保険者氏名(カナ)	HHS_SHMKN	NCHAR	40
被保険者通称名(カナ)	HHS_TS_NMKN	NCHAR	40
被保険者キー氏名(カナ)	HHS_KEY_SHMKN	NCHAR	30
被保険者氏名(漢字)	HHS_SHMKJ	NCHAR	40
被保険者通称名(漢字)	HHS_TS_NMKJ	NCHAR	40
被保険者本名通称名区分コード	HHS_HMTSM_KBN_CD	CHAR	1
被保険者外国人区分コード	HHS_GKJN_CD	CHAR	1
被保険者生年月日年号コード	HHS_SGN_CD	CHAR	1
被保険者生年月日	HHS_BRTH_YMD	CHAR	8
被保険者生年月日設定フラグ	HHS_BRTH_YMD_STTI_FLG	CHAR	1
被保険者性別コード	HHS_SEX_CD	CHAR	1
被保険者都道府県コード	HHS_TDFK_CD	CHAR	2
被保険者市町村コード	HHS_STN_CD	CHAR	3
被保険者町名コード	HHS_CNM_CD	CHAR	10
被保険者行政区コード	HHS_GYOSIK_CD	CHAR	6
被保険者不均一賦課地区コード	HHS_FKN_FKTK_CD	CHAR	10
被保険者都道府県名(漢字)	HHS_TDFK_NMKJ	NCHAR	4
被保険者市町村名(漢字)	HHS_STN_NMKJ	NCHAR	12
被保険者住所(漢字)	HHS_ADDR_KJ	NCHAR	100
被保険者郵便番号	HHS_ZIPCD	CHAR	7
被保険者電話番号1	HHS_TEL1NO	CHAR	16
被保険者電話番号2	HHS_TEL2NO	CHAR	16
被保険者転入前市町村名(漢字)	HHS_TNM_STN_NMKJ	NCHAR	12
被保険者住所地特例者区分コード	HHS_JTST_KBN_CD	CHAR	1
被保険者住所地特例者適用開始年月日	HHS_JTST_BGN_YMD	CHAR	8
被保険者住所地特例者適用変更年月日	HHS_JTST_HNK_YMD	CHAR	8
被保険者住所地特例者適用終了年月日	HHS_JTST_END_YMD	CHAR	8
被保険者適用除外事由コード	HHS_TYJ_JYU_CD	CHAR	1
被保険者適用除外開始年月日	HHS_TYJ_BGN_YMD	CHAR	8
被保険者適用除外終了年月日	HHS_TYJ_END_YMD	CHAR	8
被保険者外国人在留開始年月日	HHS_GKJZR_BGN_YMD	CHAR	8
被保険者外国人在留終了年月日	HHS_GKJZR_END_YMD	CHAR	8
被保険者外国人在留資格コード	HHS_GKJZR_SIK_CD	CHAR	3
国籍コード	KKSK_CD	CHAR	3
負担区分等証明書フラグ	FTN_KBN_SYMS_FLG	CHAR	1
負担区分コード	FTN_KBN_CD	CHAR	2
老齢福祉年金管理番号	RFN_KNR_BNG	CHAR	16
老齢福祉年金備考(漢字)	RFN_BIKO_KJ	NCHAR	100
老齢福祉年金受給開始年月日	RFN_JYKY_BGN_YMD	CHAR	8
老齢福祉年金受給終了年月日	RFN_JYKY_END_YMD	CHAR	8
公費負担者番号1	KOH_FTNS_BNG1	CHAR	8
公費負担医療受給者番号1	KOH_FTN_IRY_JKSH_BNG1	CHAR	7
受給開始年月日1	JYKY_BGN_YMD1	CHAR	8
受給終了年月日1	JYKY_END_YMD1	CHAR	8
公費負担者番号2	KOH_FTNS_BNG2	CHAR	8
公費負担医療受給者番号2	KOH_FTN_IRY_JKSH_BNG2	CHAR	7
受給開始年月日2	JYKY_BGN_YMD2	CHAR	8
受給終了年月日2	JYKY_END_YMD2	CHAR	8
老人医療市町村番号	RJN_IRY_STN_BNG	CHAR	8
老人医療受給者番号	RJN_IRY_JKSH_BNG	CHAR	7
被扶養者軽減開始年月日	HFYS_KGNSTRT_YMD	CHAR	8
後期高齢者医療保険者番号	KKKRSY_IRHKS_BNG	CHAR	8
被保険者保険者適用開始年月日	HHS_HKS_TKY_BGN_YMD	CHAR	8
被保険者保険者適用終了年月日	HHS_HKS_TKY_END_YMD	CHAR	8
備考	BKO	NCHAR	200
処理年月日	SYR_YMD	CHAR	8
予備10-1領域	YOBI10_1_RYIK	CHAR	10
予備10-2領域	YOBI10_2_RYIK	CHAR	10
予備30領域	YOBI30_RYIK	CHAR	30
登録年月日	TA10_INS_YMD	CHAR	8
登録時刻	TA10_INS_HMS	CHAR	6
登録者ID	TA10_INS_UID	CHAR	10
登録プログラムID	TA10_INS_PRC	CHAR	10
更新年月日	TA10_UPD_YMD	CHAR	8
更新時刻	TA10_UPD_HMS	CHAR	6
更新者ID	TA10_UPD_UID	CHAR	10
更新プログラムID	TA10_UPD_PRC	CHAR	10
排他キー	TA10_EX_KEY	NUMBER	9

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取扱う際の基本的事項)

第1 乙は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するにあたって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、本件委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、本件委託業務に係る個人情報の漏えい、き損、滅失又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(業務従事者への監督及び教育)

第4 乙は、業務従事者に対し、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第5 乙は、甲が同意した場合を除き、本件委託業務の処理を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本件委託業務の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ書面を甲に提出して甲の同意を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法並びに秘密保持その他の安全管理措置について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本件委託業務の処理を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため甲から貸与された個人情報記録された資料等をこの契約の目的以外に複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第8 乙は、本件委託業務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

3 乙は、個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(事故報告義務)

第9 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約の契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(検査等の実施)

第10 甲は、乙が本件委託業務を処理するにあたって取扱っている個人情報の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又は検査することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 12 乙は、本件委託業務に係る個人情報の漏えい等の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(収集の制限)

第 13 乙は、本件委託業務を処理するにあたって個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第 14 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了後速やかに甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法により廃棄しなければならない。

3 乙は、ハードディスク等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。